

## 平成30年 第9回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 第9回総会
- 2・日時 平成30年9月3日(月) 午後15時～16時58分
- 3・場所 有田町庁舎3階 第4・5会議室
- 4・付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 2件
- 議案第3号 非農地証明願いについて 2件
- 議案第4号 農地利用集積円滑化事業規定の一部変更について 1件
  
- その他 農地利用状況調査(農地パトロール)について  
「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の制定について

### 5・出席者 農業委員

議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名
1	○	川尻 宗代	6	○	山口 則久
2	○	古川 法秋	7	○	廣 和隆
3	○	山口 輝雄	8	○	堀 哲男
4	○	田代 美由紀	9(副会長)	○	岩永 嘉之
5(会長)	○	藤 俊信			

### 最適化推進委員

百武 孝	福田 美登志	佐藤 春孝	藤井 和義
—	力武 善次	久保田 保幸	田代 修一

## ○農業委員会総会議事録

### ○事務局

定刻になりましたので、只今から平成30年第9回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

### ○会長挨拶

皆さんこんにちは。先ほどの現地確認と古木場ダムの状況確認もつぶさに出来よかったと思います。毎月、暑い暑いと言っていた挨拶ばかりでしたが、朝晩ようやく涼しく感じられるようになった気がします。私每ですが、先月末にブロイラーの出荷があり暑さのなかブロイラーの管理が大変で自分の体調が悪くなりそうでした。皆さん方の元気な顔を拝見し元気付けられます。

本日は、審議事項以外に事務局から指針制定について説明がありますので、審議事項共に慎重に審議をお願いします。

### ○事務局

只今の出席委員は9名中9名です。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは有田町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は藤会長をお願いいたします。

### ○議長（会長）

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。（異議なしの声）

それでは本日の署名委員は、6番（山口則久）、7番（廣 和隆）委員をお願いします。

日程第2 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請1番について議題とします。

事務局より、説明をお願いします。

### ○事務局

～議案書を朗読～

県道改良に伴う分筆買収後の残地、この後形状変更予定です。

### ○議長（会長）

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○8番委員

申請地は、〇〇〇から〇〇〇地区へ続く河川管理道路傍の県道改良工事がある傍の土地になります。

改良工事により農地が狭小となった農地を隣接の桑原さんが購入されます。今後は、耕作がしやすいように3枚を1枚にして耕作がしやすいように形状変更もされるという事です。何ら問題はないかと思われます。

## ○議 長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

## ○6番委員

形状変更は一緒じゃないんですか。

## ○事務局

はい。後ほどと聞いています。

## ○6番委員

3枚を1枚にされるんですね。

## ○事務局

そう聞いています。

## ○議 長（会長）

質問ありませんか。（なしの声あり）

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請1番は、許可されました。

続きまして、農地法第3条の規定による許可申請2番について議題とします。

事務局より、説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書を朗読～

①②について先月の総会で非農地判断をされましたが、地目変更申請前に重機にて一部作業をされていたことから法務局が地目変更を認めなかったため3条で申請しなおされています。また③の土地について追加で購入されます。

## ○議 長（会長）

説明がおわかりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○8番委員

申請地は、〇〇〇の町道を登り〇〇〇の手前の〇〇の農地となります。前回、非農地で申請されていますが、数十年耕作されていなかったのに重機を入れられていた事から法務局が地目変更を認めなかったという事です。前回、許可しておりますが、今回も見て「これが農地？」という風に感じました。

また、1農地の追加がありますが、隣接しており問題ないかと思われます。

## ○議 長（会長）

私もいつも通る道ですが、先月の総会后すぐに重機を入れられたようです。法務局からは3年間ほど放置されたらと言われたと聞いています。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

## ○7番委員

3年間とは。

## ○議 長（会長）

3年間放置すれば、かすらなど生い茂るからではないでしょうか。

## ○7番委員

以前確認に行った時には、かすらも生い茂りすごい状態でしたよね。

## ○議 長（会長）

あれこそが非農地ですよ。

## ○6番委員

段差はありますか。形状変更はされるんですか。

## ○事務局

そこまでは聞いていません。今は、草を取り除かれた状況です。なんせ数十年の間耕作がなされていないので不法投棄と思われるような物が見られました。

申請人さんは、農業委員会の許可が下りたという事でされていますが、法務局が見にくらすなんて思ってもいらっしやらなかったようです。

法務局で登記申請されましたか？と尋ねたところ、「まだ」と言われたので「して下さい」と伝え、申請されたところ法務局が見に来られた時に重機も入り不法投棄物を寄せてあったりしたもので……。

## ○7番委員

法務局は必ず見にくらすとですか。

## ○議長（会長）

個人申請の場合は、必ず見に来られるようですね。

## ○議長（会長）

他に質問ありませんか。（なしの声あり）

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請2番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請2番は、許可されました。

続きまして、農地法第3条の規定による許可申請3番について議題とします。

関連がありますので許可申請4番も同時に審議したいと思います。

事務局より、説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書を朗読～

〇〇〇さんは町内の農地を全て処分したいとの意向があり、今回の申請となっています。

## ○議長（会長）

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○8番委員

国道202号線沿いの〇〇〇から100メートルほど西へ登った〇〇〇地区の農地となります。今後、農地を守る方がいらっしゃらないという事から所有される農地の処分を検討されたと言うことです。譲り受けられる〇〇〇さんは、申請地に自己所有の農地を持っておられ問題はないかと思われます。また、もう一案件の譲り受けられる〇〇〇さんも要件を満たされているので問題ないかと思われます。

## ○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもってお願いします。

〇〇〇さんの農地はこれで全部ですか。

## ○事務局

あと2筆あります。来月、5条案件で1筆予定されています。

## ○3番委員

私の地元ですが、〇〇さんの取得予定の農地は第三者の農地を経由してしか行けません。〇〇さんであれば自分の土地を通ってとなられるので一番いい方法だと思われます。

## ○議長（会長）

他に質問ありませんか。（なしの声あり）

質問がないようでしたら、採決に移ります。

採決は別々に行いたいと思います。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請3番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請3番は、許可されました。

続きまして、許可申請4番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請4番は、許可されました。

続きまして、議案第2号農地法第5条の許可申請1番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書を朗読～

現在の自宅は、〇〇の奥にあり道も狭いところにあります。貸付人の〇〇〇さんと借受人の〇〇〇さんの奥さんは親子です。

## ○議長（会長）

説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○1番委員

申請地は、〇〇〇から〇〇〇へ向う途中にあり貸付人の住宅傍になります。現在の住宅は、〇〇〇でも奥深い場所にあり車の離合は出来ず、山に囲まれているので獣の被害も心配される事と、貸付人も1人暮らしで実娘さんが傍にいらっしゃると安心かと思われます。

## ○議長（会長）

説明が終わりました。

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

他に姉妹さんがいらっしゃるとか。

## ○1番委員

妹さんがいらっしゃいます。

## ○議長（会長）

他に質問ありませんか。（なしの声あり）

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請1番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の許可申請2番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします

## ○事務局

～議案書を朗読～

〇〇〇の〇〇〇に勤務されています。仕事柄、有田地区からの移動の便がいいということから今回の申請となっています。

## ○議 長（会長）

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○9 番委員

申請地は〇〇〇で、〇〇〇から旧道に 150 メートルほど入った所になります。地区の方に聞いたんですが、以前は家が建っていて解いた後に農地になったようです。生産組合長にも確認しましたが、道がなく耕作するには不便な場所ですという事でした。

## ○議 長（会長）

説明が終わりました。

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

図面上にトラックが記載されていますが、事務局何か聞いていますか。

## ○事務局

現在は、〇〇〇の〇〇〇に勤務されています。最近業務上で有田方面も需要がありということからと聞いています。

## ○議 長（会長）

質問ありませんか。（なしの声あり）

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請2番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第3号非農地証明願申請1番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書を朗読～

全委員さんに農地パトロール時に確認をしていただいている土地になります。現地は、飲食店の駐車場として利用されています。



## ○議長（会長）

地元の百武委員、補足説目はありませんか。

## ○百武委員（最適化推進委員）

ありません。

## ○議長（会長）

質問ありませんか。（なしの声あり）

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第3号申請1番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により申請1番について、許可されました。

続きまして、議案第3号非農地証明願申請2番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書を朗読～

○○○地区の道が狭く、住宅が密集した場所になります。以前から近隣の方へ駐車場として貸してあります。

この申請は、現地確認とは別に有田地区委員の皆さんで確認を行っています。

## ○議長（会長）

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○1番委員

申請地は、○○○の○○○傍から北側へ220メートルほど上った場所にあります。住宅密集地で道路は狭く、車の離合が出来ないような場所でした。

申請地には簡易カーポートがいくつも設置され、近隣の皆さんの駐車場になっています。

## ○議長（会長）

有田地区の農地パトロール時に全員で見られたんですか。

## ○事務局

見ていただきました。

## ○議長（会長）

他に質問ありませんか。（なしの声あり）

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第3号 申請2番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により申請2番について、許可されました。

続きまして、議案第4号農地利用集積円滑化事業規定の一部を変更することについて議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書を朗読～

佐賀県農業会議の名称が変更されたことから規定の一部が変更されるものです。

## ○議長（会長）

農業会議の名称が変わっただけでしょ。

## ○事務局

そうです。

## ○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。（なしの声あり）

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第4号農地利用集積円滑化事業規定の一部を変更することについて承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により承認されました。

以上で、本日の議事事項については、すべて終了しましたが、その他、ございませんか。

29日に女性農業委員さんの研修会があったと聞いていますが、研修会での内容等の報告がありましたらお願いします。

## ○1 番委員

田代委員さんと2人出席してきました。女性委員の会前会長さんは、神崎市からおいでになられていましたが、市議会議員に立候補され当選されています。その為に役員改選があり、武雄市のいちご農家の岩橋委員さん現4期の方が会の会長になりました。

研修は、佐賀県における担い手育成の現状について、県農政課の方の講演がありました。九州で佐賀県の担い手の数が最下位と言われました。

武雄市で実践されている「トレーニングファーム」でキュウリ栽培が第3期目を向え、1・2期生の方々が活躍されているという事です。1期生が2期生の面倒を見るといった状況で、これが続くと担い手解消につながるのではないかと言う事で、県内も何箇所かの「トレーニングファーム」で担い手育成が行われているようです。伊万里市・有田町においては、JA伊万里市にてそのような取組を行われています。3Kから稼げるカッコいい農業へと転換していく必要があると県の方は言われていました。また、農業委員会の活動実践事例ということで、長年JAに勤務されいくつもの直売所を立ち上げられた方の事例報告がありました。次に唐津市における農業者年金加入推進の事例発表がありました。唐津市は、佐賀県1位でもあり、全国でも加入推進の成果があり表彰されています。加入推進にむけてチームを組み、各チームで推進が行われているという事です。どういう風に推進するのですかという事を聞かれる委員さんがあり、他の市町の推進状況では、大町の場合は40代以上を対象としてあり、武雄市は家族間協定を結んで、給料をもらった中から掛金を支払っているとおっしゃいました。年金推進に出かけた時に、旧制度から新体制に移行した際に全額が返金されなかったという事で加入推進に支障をきたしているとも言われていました。以上研修会報告を終わります。

## ○議 長（会長）

皆さん方も、地域の営農組合等内でこう言った話が出たよとか有りましたら、この場で報告していただければと思います。

## ○7 番委員

農業者年金は、自分が加入していないので推進するのも難しいですね。

## ○議 長（会長）

農業をされている方にとっては、いい年金です。厚生年金と比べ国民年金だけの場合にはどうしても不足してしまうため、その分を補う意味で農業者年金を進めています。旧年金から新年金へ移行した際に掛金が全額戻ってこなかったのは事実で、私の場合は、掛金を据え置きし現在受給している状態です。

## ○1 番委員

推進のやり方が、市町によって違うと聞いていますが。

## ○議 長（会長）

条件が国民年金に加入されている方となりますので、会社員の奥さん方で農業をされている方で3号の場合は加入出来ません。この方はどうかという情報がありましたら先ず事務局へお願いします。

その他、ございませんか。(なしの声)

では、その他で有田町農業委員会の指針について事務局から説明をお願いします。

## ○事務局

農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について朗読

20日頃を目処に意見を集約していきたいと思っておりますので、内容を確認していただき事務局までご連絡をお願いします。

来月の総会時に修正し再度あげていきたいと思っております。

## ○議長(会長)

782haの内、B判定をした農地は。

## ○事務局

外してあり、農地パトロールの結果が30haです。

## ○議長(会長)

その他、ございませんか。(なしの声)

これにて、平成30年第9回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は、10月1日(月)の予定です。

(閉会)

総会 16時58分 終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長 署 名

署 名 6 番

署 名 7 番

書 記 永尾 由美子

※署名につきましては、別紙原本にて行っています。

※この議事録は、公開用に作成をしている為、個人情報に配慮し公開しています。